

# 漁業就業者確保対策事業

## 事業の目的

新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費の支援を行う。

## 漁業研修事業

### 雇用型研修

事業内容	漁業経営体等が実施する漁船員等新規就業者に対する研修に要する経費を支援する。				
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合、漁業組合、漁業経営体				
研修生	研修する漁業の未経験者				
研修期間	最長1年				
補助対象経費及び上限額	指導経費	60,000円/月	研修手当	沖合漁業 191,000円/月 沿岸・養殖漁業 162,600円/月 ※令和4年3月時点の額	
	研修準備費	30,000円			
	船員手帳作成費	10,000円	赴任旅費		20,000円
	移住定住準備費	33,000円	住居・通勤手当		33,000円/月
補助率	【県】 研修手当 2/3 指導経費、研修手当以外 10/10		【市町村】 指導経費 1/2		

### 独立型研修

事業内容	漁協が実施する独立操業を目指すための研修に要する経費を支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合	研修生	研修する漁業の未経験者(65歳未満)	
研修期間	最長3年(ただし、50歳以上65歳未満の者は最長1年)			
補助対象経費及び上限額	指導経費	100,000円/月	研修手当	162,600円/月 ※令和4年3月時点の額
	研修準備費	(1年目) 30,000円/年	技術習得費	210,000円
		(2・3年目) 10,000円/年	赴任旅費	20,000円
	研修用具費(漁具・漁網)	450,000円	※50歳以上65歳未満の者は指導経費のみ対象 ※収入のある2親等以内の親族と生計を一にする場合は、研修手当が1/2	
	移住定住準備費	33,000円		
住居・通勤手当	33,000円/月			
補助率	【県】 指導経費 1/2 指導経費以外 10/10		【市町村】 指導経費 1/3	

## 漁業経営開始円滑化事業

事業内容	新規就業者が漁業経営を開始する時又は漁業経営開始後3年を経過するまでの間に必要な漁船・機器・漁具を漁協が整備してリースする場合、その経費を支援する。 ※リース期間:3年以上15年以内		
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合	補助率	【県】 1/2 【市町村】 1/6
補助対象経費上限額	3,500万円(漁船、漁労用機器 3,000万円、漁具500万円) ※上限額の範囲で2回に分けて利用可 ※50歳以上65歳未満の場合は漁船、漁労用機器、漁具で上限300万円(1回のみ)		

担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316